

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年  
条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項を  
第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項  
の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」とい  
う。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなっ  
た職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間  
は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第1  
7条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によ  
りすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）  
に従い、任命権者が定める。

第8条の2第2項中「正規の時間外勤務時間」を「正規の勤務時間」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第14条関係)

勤続区分	療養休暇期間
勤続3年未満	1年
勤続3年以上6年未満	1年4月
勤続6年以上	1年8月

備考 勤続年数の算定については、就職の月から起算する。ただし、休職、療養休暇、  
特別休暇その他の事由により職務を執ることを要しないこととされる期間は、勤続  
年数に算入しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。